

審査事務規程(燃料装置関係)の一部改正について

令和3年9月30日より、燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離(300mm以上)の基準が削除されることになりました。

令和3年9月30日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について(第40次改正)

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正 (略)

II. 関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(令和3年9月30日国土交通省令第59号)[2.(1)①ア]

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和3年9月30日国土交通省告示第1294号)[1.(1)、2.(1)②ア~カ、ク、ケ]

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和2年12月25日国土交通省告示第1577号)[2.(1)②キ]

III. 施行日

令和3年9月30日

新	旧
<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>7-23 燃料装置</p> <p>7-23-1 性能要件</p> <p>7-23-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項関係、細目告示第 96 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ (削除)</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-23-1-2 (略)</p> <p>7-23-2～7-23-4 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p>	<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>7-23 燃料装置</p> <p>7-23-1 性能要件</p> <p>7-23-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項関係、細目告示第 96 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 排気管の開口先がなく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-23-1-2 (略)</p> <p>7-23-2～7-23-4 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p>

<p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</p> <p>(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①～② (略)</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>第 8 章～第 12 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>様式 1～様式 15 (略)</p> <p>別添 1～別添 16 (略)</p>	<p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</p> <p>(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係)</p> <p><u>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向に</u> <u>なく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上</u> <u>離れていること。</u></p> <p><u>②～③ (略)</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>第 8 章～第 12 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>様式 1～様式 15 (略)</p> <p>別添 1～別添 16 (略)</p>
---	--

附則 (令和 3 年 9 月 30 日規程第 9 号)

この規程は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。